

【省令改正等の概要について】

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年厚生労働省令第 66 号 平成 22 年 4 月 22 日公布）が平成 22 年 10 月 1 日に施行されました。

①特定建築物維持管理権原者の届出

建築物における衛生的環境の確保に関する法律において、従来は大半の建築物では、**特定建築物の維持管理**について権原を有するもの（以下**特定建築物維持管理権原者**）と**所有者又は特定建築物の全部の管理**について権原を有するもの（以下**特定建築物所有者等**）は同一であると想定されていましたが、近年では建築物を取り巻く状況は大きく変化し、所有者以外の者が維持管理の権原を有する状況が生じております。今回の省令改正は、円滑な法の施行を図るために建築物維持管理権原者を的確に把握することを目的とし、届出事項に**特定建築物維持管理権原者の氏名および住所（法人にあってはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）**が追加されました。

②特定建築物維持管理権原者及び特定建築物所有者等についての解釈の明確化

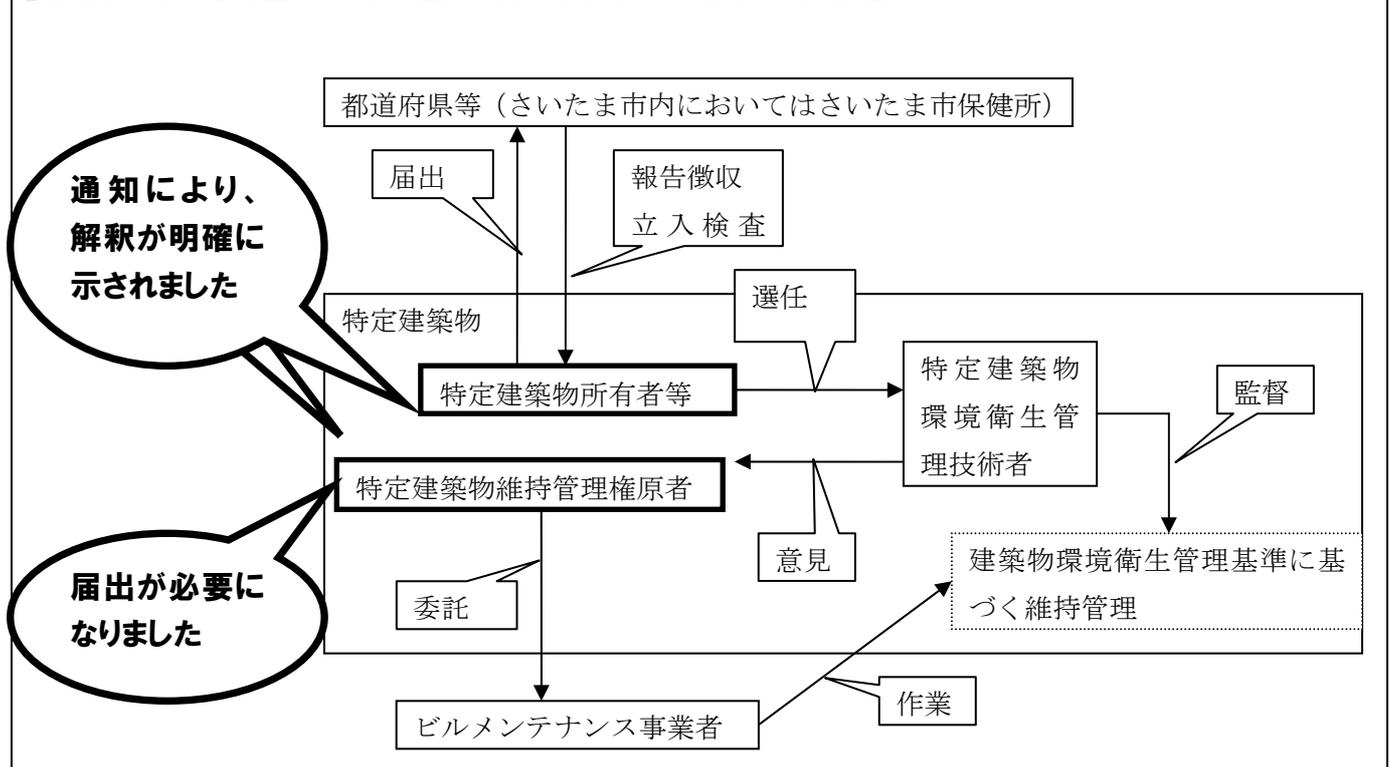
「特定建築物の維持管理について権原を有する者の解釈等について」（平成 21 年 12 月 18 日健発第 1218 第 2 号）（以下 解釈通知）により、**特定建築物維持管理権原者**及び**特定建築物所有者等**についての解釈が示されました。

③届出書に添付する資料の追加

届出された特定建築物維持管理権原者が法の義務を履行できるものであるかの確認をする為、権原を有することを証する書類の添付が規定されました。また、所有者以外に全部の管理について権原を有する者が存在する場合についても、同様に添付書類が必要となります。

※ 詳細は 平成 22 年 7 月 27 日付け厚生労働省健康局生活衛生課 事務連絡を参照してください。

【建築物における衛生的環境の確保に関する法律(ビル管法)の概要図】



省令改正に伴う手続きについて

様式「特定建築物維持管理権原者等届出書」を

さいたま市保健所へご提出ください。

届出の経過措置期間は改正省令の施行後1年以内(H23年9月30日迄)です

また、さいたま市保健所では、上記届出により、特定建築物所有者等が解釈通知に適合している事の確認も併せて行います。「**特定建築物維持管理権原者等届出書**」の届出者の欄に記載されている方を、**正式な特定建築物所有者等として登録します**ので解釈通知を十分ご確認の上ご記入ください。

従来保健所に届出されている届出者と異なる場合は、当該届出書の記載内容に基づき、保健所の登録を変更いたします。

書類作成につきましては、『書類作成フローチャート』及び『記載例』(Type 別)を参考にしてください。

また、記入した届出書をコピーするなどし、届出内容を保管していただきますよう、お願いいたします。

ご不明な点につきましては、お手数ですが下記までご連絡ください。

さいたま市保健所 環境薬事課 環境衛生係

T E L : 048-840-2227 F A X : 048-840-2232